

懲罰動議を可決

児玉求議員に「出席停止7日間」

これまでの経過

■令和2年12月8日 12月定例会

児玉議員の一般質問において、1回目の質問で、町長が答弁しなかった事に対し「私の了解を得てからでない」となどと主張し、そのような規定はないと正した議長に対し「越権行為」と述べた。

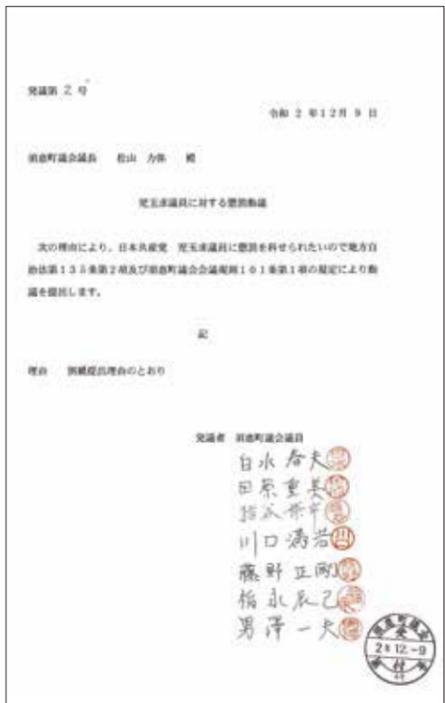
その後も、適法に議事運営を進める議長に対し「越権行為」との発言を繰り返し返し、議事の遅延は、数10分間にわたった。

※一般質問は、質問の回数を3回までとしています。

※一般質問をするにあたり、議員はその要旨を文書で通告しなければならず、通告書には、質問の相手(答弁者)を記載します。

ただし、この答弁者の指定は、質問する議員の希望であり、誰が答弁するかは、執行部側の判断で決めることとされています。

■令和2年12月9日 議長へ動議の提出 12月定例会



懲罰特別委員会を設置

提出された動議を受け、12月11日の本会議において設置。

※委員会では、内容を確認し、児玉求議員へ懲罰を科すべきなのかを慎重に審査します。委員会を審査を経て、本会議において採決となります。

委員会の構成メンバー

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 猪谷 繁幸 |
| 副委員長 | 白水 春夫 |
| 委員 | 今村 桂子 |
| | 三上 政義 |
| | 田ノ上 真志 |
| | 世利 孝志 |



前号記事参照

委員会での審査

■令和3年1月18日

児玉議員の行為が懲罰の対象になるのか会議録で確認。

■令和3年1月25日

児玉議員の弁明の場を設ける。

〈児玉議員の弁明の弁明〉

再度、緊急事態宣言が出されている状況で、町の最高責任者として町長が答弁するのは必要不可欠と考え、1回目の質問に対する町長の答弁を求めた。

それに対し、議長が一方的に議事進行しようとしたため、議論となった。1回目の質問に対し、議長が町長に答弁するよう議事進行しさえすれば何の問題も起こらなかった。

〈弁明を受けて〉

児玉議員は、違法行為の認識がない。議会にはルールがあり、そのルールに則って議会運営をしている。2回目町長に答弁させている。児玉議員の行為は、議長の秩序保持権、議事整理権を侵害する行為である。

■令和3年2月8日

委員会の採決(全員賛成で可決)

- ・児玉議員に対し懲罰を科す
- ・懲罰の内容「公開の議場における陳謝」

ポイント解説

今回の論点は、会議を進行するにあたっての適法性でした。

児玉議員は、議長の進行が自分の期待に反していたため、「越権行為」と非難し、議事の進行を妨げました。

動議は、児玉議員の方こそ、議事進行を規定する法に違反しているのではないかと、というもので、結論は上記の通りでした。

「政治的対立とか意見の違いで争っているのでは？」との誤解があります。ルールは問題です。法規違反を黙認すると、正常な議会運営がおかしくなる、議会の品位が下がる、などの理由から、違反の議員にペナルティを与えます。

すべての議員が町民の代表です。政治的主張をささげるものではありません。しかし、ルールに則り、付託された議案など審議のテーマに沿って発言しないと、議会全体の進行を妨げることになります。このような混乱のない須恵町議会を望むものです。

3月定例会

■令和3年3月3日

委員長の審査報告がなされ、「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す

〈委員長報告の要旨〉

議長が議員の了解を得なければならぬ旨の規定はなく、逆に、本会議における発言はすべて議長の許可を必要とする。

・昨年の9月定例会において、町長は「今回から実務については担当課長に発言させる」と明言している。

・昨年の9月定例会の児玉議員の一般質問では、1回目の答弁に町長は立っていないが、同議員からは何の見解もなかった。一貫性がなく、矛盾している。

・弁明と言いつつ、混乱の責任を議長に転嫁し、一方的で公正ではないと批判した。

・児玉議員が、議長の秩序保持権、議事整理権を侵害しているのは明らかである。



議長が命じた陳謝文

私は、令和2年第4回定例会において、12月8日の一般質問で、適法に議事運営を進める議長に対し、不適切な言辞を用い、議事進行を妨げましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧み、ここに申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝申し上げます。

議長、陳謝文の朗読を命じる

児玉求議員は、朗読を拒否

新たな懲罰事由となるため、再び懲罰特別委員会を設置

同日委員会審査、即日採決

■令和3年3月8日

委員長の審査報告がなされ、「出席停止7日間」の懲罰を科す

〈委員長報告の要旨〉

児玉議員は、議会の決定、議長の命令に従わず、陳謝分の朗読を拒否した。

・議員である以上は、議会の議決の重さを理解しなくてはならない。

・少しの反省の弁もなく、既に議決が出た後に、異議を述べようと議長に抵抗するなど、議会軽視にもほどがある。

・児玉議員には、議会軽視をすることは、すなわち、議員を選出した須恵町民を軽視することに他ならないと気づいていただきたい。

議長、退場を命じる

児玉求議員、退場

3月8日から14日まで7日間の出席停止

※地方自治法第129条(議場の秩序維持)
議長は、議場の秩序を乱す議員があるときは、制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、発言を禁止し、または退場させることができる。

※地方自治法第104条(議長の議事整理権・議会代表権)
議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

※須恵町会議規則第100条(議長の秩序保持権)
法または規則に定めるもののほか、規律に関する問題は議長が定める。

※懲罰動議とは
議会の秩序を乱した議員に対し、議会が制裁を科すことを提案する行為。